

東労発基 0807 第 2 号
平成 30 年 8 月 7 日

各 位

東京労働局長
(公印省略)

8月における労働者の熱中症予防の取組について

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、平成 30 年 2 月 28 日付基安発 0228 第 1 号「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により、平成 30 年度「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「実施要綱」という）に基づき、7 月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に取り組んでいるところですが、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7 月に実施していた熱中症対策強化月間を 8 月まで延長することが決定されました。また、現時点で熱中症による労働者の死傷者数は昨年と比べて増加傾向にあります。

これらの状況等を踏まえ、厚生労働省では、8 月も引き続き、実施要綱に定める 7 月の重点取組期間に準じた取組を行うこととし、特に、記録的な猛暑を踏まえ、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請することなど、状況に応じた対応の徹底が図られるよう周知啓発等に取り組むこととします。

皆様におかれましては、添付しました下記資料を参考にして職場における熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、会員事業者等において熱中症対策が確実に実施されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 平成 30 年の東京の熱中症による労働災害発生状況
- 2 職場の「熱中症」を防ごう！（リーフレット）
- 3 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン（リーフレット）

東京労働局労働基準部健康課
担当 糸永
(TEL 03-3512-1616)